

新型コロナ感染拡大に伴い取扱い変更した『結婚休暇の使用期限延長』について

青年部員の皆さん、日々の業務お疲れ様です！！
コロナ禍で結婚された方の中で「結婚休暇を付与されていない方の使用期限が延長」になりました。

■対象者

2019年11月1日以降、2024年3月31日までの間に実際に結婚した日を迎え、かつ、結婚休暇を付与されていない者。

■延長後の使用期限

付与されていない休暇については、2025年3月31日までに取得すること。

※なお、「満55歳特別休暇」・「効績章特別休暇」についても、同様に使用期限が延長されました。